



島根県報

平成20年 4 月 1 日 (火)
第 1,970 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

介護保険法の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	1
介護保険法の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の辞退	(")	2
県営土地改良事業計画の変更 (4 件)	(農 村 整 備 課)	2
県営土地改良事業の工事の完了	(")	4
解除予定保安林	(森 林 整 備 課)	4
森林法第189条の規定による告示及び揭示 (2 件)	(")	4
河川区域の指定	(河 川 課)	6
港湾施設の概要の一部改正	(港 湾 空 港 課)	6
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	7
都市計画決定の図書の縦覧	(都 市 計 画 課)	9
都市計画変更の図書の縦覧 (2 件)	(")	10
都市計画変更の図書の縦覧	(下 水 道 推 進 課)	10
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	(審 査 課)	11

公 告

都市計画区域の変更	(都 市 計 画 課)	11
開発行為に関する工事の完了	(")	14

雑 報

公示による通知	(収 用 委 員 会)	14
---------	---------------	----

正 誤

平成19年 1 月 23 日付け島根県報第1,847号中	(障 害 者 福 祉 課)	14
昭和59年 3 月 30 日付け島根県報号外第22号中	(砂 防 課)	14
平成16年 2 月 6 日付け島根県報第1,544号中	(建 築 住 宅 課)	15

告 示

島根県告示第292号

介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第48条第 1 項第 1 号の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成20年 4 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指 定 年月日
社会福祉法人 喜和会	特別養護老人ホーム かんべの里	島根県簸川郡斐川町大字名島93番地2	平成20年 4月1日
社会福祉法人かなぎ福祉会	特別養護老人ホームかなぎ園	島根県浜田市金城町七条イ1046番地5	平成20年 4月1日
吉賀町	特別養護老人ホーム とびのこ苑	島根県鹿足郡吉賀町柿木村柿木80番地	平成20年 4月1日
隠岐の島町	隠岐の島町立特別養護老人ホーム なごみ苑	島根県隠岐郡隠岐の島町郡425番5	平成20年 4月1日

島根県告示第293号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定に基づき、次のとおり指定介護老人福祉施設の指定の辞退があったので、同法第93条第2号の規定に基づき告示する。

平成20年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	辞 退 年月日
社会福祉法人 けいびん会	特別養護老人ホーム かなぎ園	島根県浜田市金城町七条イ1046番地5	平成20年 3月31日
社会福祉法人 吉賀町社会福祉協議会	特別養護老人ホーム とびのこ苑	島根県鹿足郡吉賀町柿木村柿木80番地	平成20年 3月31日
社会福祉法人 愛宕会	隠岐の島町立特別養護老人ホーム なごみ苑	島根県隠岐郡隠岐の島町郡425番5	平成20年 3月31日

島根県告示第294号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、益美（美都）地区を受益地域とする区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 縦覧に供する書類の名称
益美（美都）地区区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所
益田市役所

島根県告示第295号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、益美（益田）地区を受益地域とする区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年 4 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

益美（益田）地区区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

益田市役所

島根県告示第296号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、益美（匹見）地区を受益地域とする区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年 4 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

益美（匹見）地区区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

益田市役所

島根県告示第297号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、益美（益田）地区を受益地域とする用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年 4 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

益美（益田）地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所
益田市役所

島根県告示第298号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成20年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	完了年月日
金川地区区画整理事業（県営経営体育成基盤整備事業）	平成18年3月6日
北大西地区区画整理事業（県営経営体育成基盤整備事業）	平成19年2月21日
角井地区（第3工区）区画整理事業（県営地域開発関連基盤整備事業）	平成19年6月20日
以南東部地区農道事業（県営経営体育成基盤整備事業）	平成19年11月29日
以南東部地区客土事業（県営経営体育成基盤整備事業）	平成19年3月9日
以南東部地区暗渠排水事業（県営経営体育成基盤整備事業）	平成19年3月9日
以南東部地区区画整理事業（県営経営体育成基盤整備事業）	平成18年3月3日

島根県告示第299号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
安来市広瀬町西比田2204 - 8、2204 - 9、2234 - 2
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第300号

平成20年農林水産省告示第118号で保安林指定施業要件変更保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を雲南市役所及び奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成20年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所		不分明である通知の相手方	
市町村名等	地番	保安林の権利者	住所
雲南市木次町寺領	2884 - 1	山本 慶一	島根県雲南市木次町寺領971 - 2

仁多郡奥出雲町大谷	1327	大島 佐吉	島根県仁多郡奥出雲町大谷391
	1366	松原 芳久	島根県浜田市国分町426 - 1
	1374	松原 芳久	島根県仁多郡奥出雲町大谷705
	1376 - 1	渡部 敏則	島根県仁多郡奥出雲町大谷1389 - 5
	1376 - 2		
	1377		
仁多郡奥出雲町小馬木	1695 - 1	山脇 定芳	島根県仁多郡奥出雲町小馬木1719 - 2
	1709 - 1	大元太五郎	島根県仁多郡奥出雲町小馬木
	1747 - 68	杠 暁	島根県仁多郡奥出雲町小馬木1747 - 26
	2455	山根文三郎	島根県仁多郡奥出雲町小馬木1080
	1724 - 2	佐々木猪之助	島根県仁多郡奥出雲町小馬木239
	1724 - 3		
	1737	佐々木キン	島根県仁多郡奥出雲町小馬木239
	1694	須山新右衛門	島根県仁多郡奥出雲町小馬木751 - 1
	1715		
	1831 - 39	原田 平八	島根県仁多郡奥出雲町小馬木561
	1831 - 40		
	仁多郡奥出雲町八川	2330	小林美枝子
2331内 1			
2332内 1			
2333			
2334			
2787 - 4		小川 秀次	島根県松江市玉湯町玉造506
2787 - 15		藤原 亨逸	島根県仁多郡奥出雲町下横田451
2787 - 20		渡部 敏成	島根県仁多郡奥出雲町八川112
2618 - 3		大塚 権一	島根県仁多郡奥出雲町横田185
仁多郡奥出雲町大呂	1998-内46	藤原 肇	島根県仁多郡奥出雲町大呂1023 - 7
	1998 - 67		
	1998 - 68		

- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養、土砂の流出の防備

島根県告示第301号

平成20年農林水産省告示第185号で保安林指定施業要件変更保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を出雲市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成20年 4 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所		不分明である通知の相手方	
市町村名等	地番	保安林の権利者	住所
出雲市野郷町字原田	584、585 - 2	山崎庄之助	出雲市野郷町1757
出雲市野郷町一ノ谷	2302 - 1	松本 タキ	出雲市地合町457

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

島根県告示第302号

二級河川益田川水系波田川（笹倉ダムに限る。）に係る河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号に規定する河川区域を次のように指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成20年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域とする。

「次の図面」は省略し、土木部河川課及び益田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

島根県告示第303号

港湾施設の概要（昭和54年島根県告示第960号）の一部を次のように改正する。

平成20年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

5 松江港の表を次のように改める。

5 松江港（地方港湾）

区 分	種 類	名 称	位 置 (図対象 番 号)	数 量	能 力
水域施設 A	航路	大橋川航路	A - 1 - 1	9,355m	- 3.0m
		中海航路	A - 1 - 2	1,553m	- 5.0m
水域施設 B	回頭泊地	朝日町泊地	A - 2 - 1	4,330㎡	- 3.0m
		馬潟泊地	A - 2 - 2	78,430㎡	- 5.0m
外郭施設 A	防波堤	大海崎防波堤	B - 1 - 1	45m	
	護岸	白潟護岸	B - 5 - 1	1,178m	
		袖師護岸	B - 5 - 2	570m	
		末次護岸	B - 5 - 3	1,479m	
		和多見護岸	B - 5 - 4	254m	
		東本町護岸	B - 5 - 5	489m	
		朝日町護岸	B - 5 - 6	1,138m	
		津田護岸	B - 5 - 7	1,820m	
		向島・剣先護岸	B - 5 - 8	3,343m	
		大海崎・朝酌護岸	B - 5 - 9	5,510m	
		馬潟護岸	B - 5 - 10	2,910m	
伊勢宮護岸	B - 5 - 12	140m			

係留施設	岸壁	馬潟護岸	C - 1 - 1	280m	- 5.0m
	物揚場	朝日町物揚場	C - 6 - 1	73m	- 3.0m
		東朝日町物揚場	C - 6 - 2	170m	- 3.0m
		富士見物揚場	C - 6 - 3	122m	- 3.0m
		馬潟物揚場	C - 6 - 4	200m	- 2.0m
		伊勢宮物揚場	C - 6 - 5	60m	- 2.0m
臨港交通施設	道路	松江臨港道路	D - 1 - 1	11m × 400m	
		東朝日町臨港道路	D - 1 - 2	7m × 42m	
		馬潟臨港道路	D - 1 - 3	7m × 312m	
		馬潟臨港道路	D - 1 - 4	9.5m ~ 13m × 680m	
荷さばき施設 B	上屋	松江港上屋	F - 5 - 1	537m ²	
保管施設	野積場	東朝日町野積場	H - 2 - 1	2,423m ²	
		馬潟野積場	H - 2 - 2	9,150m ²	
	貯木場	馬潟貯木場	H - 3 - 1	24,364m ²	
廃棄物処理施設 B	廃棄物焼却施設	馬潟焼却施設	K - 3 - 1	1 基	1.2t
環境整備施設 A	緑地	伊勢宮緑地	L - 2 - 1	3,539m ²	
		和多見緑地	L - 2 - 2	1,378m ²	

島根県告示第304号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成20年 4 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 区域の名称 小野（追加）
- 2 土地の表示

昭和59年 3 月30日島根県告示第433号で指定した標柱 3 号から 8 号までを順次に結んだ線、標柱 3 号と次に掲げる地番の土地に存する標柱14号を結んだ線、標柱14号から20号までを順次に結んだ線並びに平成元年 3 月31日で指定した標柱 9 号と10号を結んだ線、標柱 8 号と 9 号を結んだ線及び標柱10号と20号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
浜田市三隅町小野1777番	14号及び15号
" 922番続 1	16号
" 896番 1	17号
" 895番 1	18号及び19号
" 1780番 2	20号

- 1 区域の名称 日ノ原
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から12号までを順次に結んだ線及び標柱 1 号と12号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
浜田市三隅町向野田1740番1	1号から4号まで
" 1738番2	5号
" 1735番2	6号
" 105番3	7号
" 159番2	8号及び9号
" 162番	10号から12号まで

1 区域の名称 飯美3

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から15号までを順次に結んだ線及び標柱1号と15号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡隠岐の島町飯美84番地先道路敷	1号
" 78番3	2号
" 94番1	3号
" 103番1	4号
" 115番	5号
" 116番	6号及び7号
" 119番	8号
" 116番	9号
" 104番2	10号
" 102番	11号及び12号
" 94番1	13号
" 95番	14号
" 91番	15号

1 区域の名称 屋敷平

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から13号までを順次に結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
益田市美都町都茂1857番2	1号
" 5393番	2号
" 1854番2	3号
" 1848番4	4号
" 1850番1	5号から7号まで
" 1855番1	8号及び9号
" 1855番3	10号から12号まで
" 1857番5	13号

1 区域の名称 屋敷平2

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から11号までを順次に結んだ線及び標柱 1 号と11号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
益田市美都町都茂1897番続 1	1 号
" 1897番 3	2 号及び 3 号
" 1895番 1	4 号
" 1893番 1	5 号
" 1892番	6 号及び 7 号
" 1895番 2	8 号
" 1897番 7	9 号及び10号
" 1899番 2	11号

1 区域の名称 笹ヶ峠

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から15号までを順次に結んだ線及び標柱 1 号と15号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
鹿足郡津和野町相撲ヶ原1335番	1 号
" 1337番	2 号
" 1051番	3 号
" 1041番	4 号
" 1372番	5 号
" 1370番 4	6 号
" 1021番	7 号
" 1023番	8 号
" 1025番 1	9 号
" 1037番	10号
" 1034番 2	11号
" 1052番 1	12号
" 1056番 1	13号
" 1055番	14号
" 1335番	15号

島根県告示第305号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第 1 項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成20年 4 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

出雲都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を決定した土地の区域

出雲都市計画区域の全域

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

島根県告示第306号

都市計画法（昭和43年法第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成20年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

出雲都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

出雲市渡橋町、天神町、白枝町、浜町、平田町、西平田町、西代町、灘分町、東福町、大社町北荒木、大社町中荒木、大社町修理免、大社町杵築東、大社町杵築北及び大社町杵築西

3 変更の内容

名称の変更

4 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

島根県告示第307号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成20年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

出雲都市計画公園

2 都市計画を変更する土地の区域

出雲市武志町、平田町、西郷町、浜町、大社町入南、大社町北荒木及び大社町中荒木

3 変更の内容

名称の変更

4 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

島根県告示第308号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成20年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
出雲都市計画及び宍道都市計画下水道
- 2 都市計画を変更する土地の区域
出雲市（佐田町及び多伎町を除く。）、簸川郡斐川町、松江市宍道町
- 3 変更の内容
名称の変更
- 4 縦覧場所
島根県土木部下水道推進課

島根県告示第309号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成20年 4 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 年月日	指定 番号	住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
				変 更 後	変 更 前
				氏 名	氏 名
昭和39年 1月10日	887	益田市安富町3330番地 1 株式会社コガワ計画 代表取締役 小河二 郎	益田市安富町3330番地 1	株式会社コガワ計画 代表取締役 小河二 郎	株式会社益田ドライ ビングスクール 代表取締役会長 小 河二郎

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第 5 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により、出雲都市計画区域、平田都市計画区域及び大社都市計画区域を一の都市計画区域とし、都市計画区域を次のとおり変更しようとするので、同条第 6 項において準用する同条第 5 項の規定により公告する。

平成20年 4 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画区域の名称
出雲都市計画区域
- 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
 - (1) 出雲市東林木町、西林木町、日下町及び矢尾町のうち次の区域
既都市計画区域界と東林木町と美談町の町界との交点から、既都市計画区域界に沿って、既都市計画区域界と矢尾町と大社町遙堪の町界との交点を経て、矢尾町と大社町遙堪、矢尾町と別所町、日下町と別所町、西林木町と別所町、西林木町と奥宇賀町、東林木町と奥宇賀町、東林木町と口宇賀町、東林木町と国富町、東林木町と美談町の町界に沿って、東林木町と美談町の町界と既都市計画区域界との交点で囲む範囲
 - (2) 出雲市小津町のうち次の区域
海岸線と小津町1319番地 2 及び小津町1319番地16の接点から、小津町1319番地 2 と小津町1319番地16、小津町1319番地16と小津町1319番地15、小津町1319番地15と小津町1319番地10、小津町1319番地15と小津町1319番地11、小津町

1319番地15と小津町1319番地12、小津町1319番地15と小津町1319番地13、小津町1319番地1と小津町1319番地13、小津町1319番地1と小津町125番地1、小津町1319番地1と小津町1319番地14の地番界に沿って、小津町1319番地1と小津町1319番地14及び主要地方道斐川一畑大社線の道路境界との接点を経て、主要地方道斐川一畑大社線の道路境界に沿って、小津町1319番地19と小津町232番地7及び小津町232番地2の接点に至り、主要地方道斐川一畑大社線の道路境界に沿って、主要地方道斐川一畑大社線の道路境界と水路及び小津町312番地1の接点を経て、水路に沿って、水路と小津町338番地及び小津町339番地1の接点を経て、小津町338番地と小津町339番地1、小津町306番地2と小津町339番地1、小津町306番地2と小津町1014番地1、小津町306番地2と小津町1015番地1の地番界に沿って、小津町306番地2と小津町1015番地1及び小津町345番地1の接点を経て、小津町346番地と小津町345番地1及び小津町347番地1の接点に至り、小津町346番地と小津町347番地1、小津町346番地と小津町347番地2、小津町346番地と小津町347番地、小津町346番地と小津町1006番地、小津町346番地と小津町1006番地と小津町と奥宇賀町の町界との接点を経て、小津町と奥宇賀町の町界に沿って、小津町と奥宇賀町の町界と海岸線の交点を経て、海岸線に沿って、海岸線と小津町1319番地2及び小津町1319番地16の接点で囲む範囲（地先公有水面を含む）

(3) 出雲市多伎町久村、多伎町多岐、多伎町小田及び多伎町口田儀のうち次の区域

海岸線と多伎町久村と湖陵町大池の町界との交点から、多伎町久村と湖陵町大池、多伎町久村と湖陵町二部、多伎町久村と佐田町毛津の町界に沿って、多伎町久村と佐田町毛津の町界と多伎町久村2335番地及び里道の境界との接点を経て、里道の境界に沿って、里道の境界と多伎町久村2329番地13及び多伎町久村2333番地1の接点を経て、多伎町久村2329番地13と多伎町久村2333番地1、多伎町久村2329番地9と多伎町久村2333番地1、多伎町久村2329番地14と多伎町久村2333番地1、多伎町久村2329番地9と多伎町久村2333番地1、多伎町久村2329番地12と多伎町久村2333番地1、多伎町久村2329番地12と多伎町久村2351番地1、多伎町久村2360番地2と多伎町久村2351番地1、多伎町久村2361番地1と多伎町久村2351番地1の地番界に沿って、多伎町久村2361番地1と多伎町久村2351番地1及び里道の境界との接点を経て、里道の境界と多伎町久村2361番地2及び多伎町久村2353番地1の接点に至り、里道の境界に沿って、里道の境界と多伎町久村2359番地2及び多伎町久村2359番地1の接点を経て、多伎町久村2359番地2と多伎町久村2359番地1、多伎町久村2358番地2と多伎町久村2359番地2、多伎町久村2364番地4と多伎町久村2358番地2の地番界に沿って、多伎町久村2364番地4と多伎町久村2358番地2及び多伎町久村と多伎町多岐の町界との接点を経て、多伎町久村と多伎町多岐の町界に沿って、多伎町久村と多伎町多岐の町界と多伎町多岐1502番地3及び里道の境界との接点を経て、里道の境界と多伎町多岐1502番地1及び多伎町多岐1497番地の接点に至り、多伎町多岐1502番地1及び多伎町多岐1497番地、多伎町多岐1502番地2及び多伎町多岐1497番地、多伎町多岐1505番地11と多伎町多岐1497番地、多伎町多岐1505番地9と多伎町多岐1497番地、多伎町多岐1505番地7と多伎町多岐1497番地、多伎町多岐1505番地5と多伎町多岐1497番地、多伎町多岐1505番地5と多伎町多岐1495番地1、多伎町多岐1505番地1及び多伎町多岐1495番地1、多伎町多岐1506番地1と多伎町多岐1495番地1、多伎町多岐1506番地2と多伎町多岐1495番地1、多伎町多岐1506番地3と多伎町多岐1495番地1、多伎町多岐1506番地4と多伎町多岐1495番地1、多伎町多岐1506番地4と多伎町多岐1495番地3の地番界に沿って、多伎町多岐1493番地1と多伎町多岐1506番地4及び多伎町多岐1495番地3の接点を経て、多伎町多岐1493番地6と多伎町多岐1493番地6と多伎町多岐1493番地1及び多伎町多岐1493番地9の接点に至り、多伎町多岐1526番地と多伎町小田2666番地3及び多伎町小田2670番地の接点を経て、多伎町小田2670番地と多伎町小田2667番地1と水路の接点に至り、一般県道佐田小田停車場線の道路境界と西明川の左岸と多伎町小田1553番地24の接点を経て、里道の境界と多伎町小田2267番地7及び多伎町小田1554番地6の接点に至り、多伎町小田2267番地7と多伎町小田1554番地6、多伎町小田2267番地8と多伎町小田1554番地6、多伎町小田1554番地6と多伎町小田2267番地6、多伎町小田2267番地5と多伎町小田1564番地、多伎町小田1521番地と多伎町小田1564番地、多伎町小田1521番地と多伎町小田1572番地13、多伎町小田2267番地1と多伎町小田1572番地13、多伎町小田2267番地1と多伎町小田2231番地1、多伎町小田2268番地5と多伎町小田2231番地1、多伎町小田2268番地4と多伎町小田2231番地1、多伎町小田2268番地2と多伎町小田2231番地1の地番界に沿って、里道の境界と多伎町小田2268番地2及び多伎町小田2231番地1を経て、里道の境界に沿って、里道の境界と多伎町小田2274番地19及び多伎町小田2331番地1の接点を経て、多伎町小田2274番地19と多伎町小田2231番地1、多伎町小田2274番地20と多伎町小田2231番地1、多

伎町小田2274番地20と多伎町小田1394番地 1 の接点を経て、菅沢川の右岸と多伎町小田2274番地20と多伎町小田1394番地 1 の接点を経て、菅沢川の左岸と里道の境界及び多伎町小田1397番地 1 の接点に至り、里道の境界に沿って、里道の境界と菅沢川右岸及び多伎町小田1390番地の接点を経て、菅沢川の流心線に沿って上り、菅沢川の流心線と多伎町小田と多伎町口田儀の町界との交点を経て、多伎町小田と多伎町口田儀の町界に沿って、多伎町小田と多伎町口田儀の町界と林道殿原線の道路境界との交点を経て、林道殿原線の道路境界に沿って、林道殿原線の道路境界と多伎町口田儀1877番地 2 及び多伎町口田儀1876番地 1 の接点を経て、多伎町口田儀1877番地 2 と多伎町口田儀1876番地 1、多伎町口田儀120番地 1 と多伎町口田儀1876番地 1、多伎町口田儀120番地 1 と多伎町口田儀1875番地、多伎町口田儀120番地 1 と多伎町口田儀1874番地 1、多伎町口田儀1888番地 1 と多伎町口田儀1874番地 1、多伎町口田儀1888番地 1 と多伎町口田儀146番地 2、多伎町口田儀1888番地 2 と多伎町口田儀146番地 2、多伎町口田儀1856番地 4 と多伎町口田儀146番地 2、多伎町口田儀1856番地 2 と多伎町口田儀146番地 2、多伎町口田儀1856番地 1 と多伎町口田儀146番地 2、多伎町口田儀1856番地 7 と多伎町口田儀146番地 7 の地番界に沿って、多伎町口田儀1856番地 7 と多伎町口田儀146番地 7 及び林道西谷線の道路境界との接点を経て、林道西谷線の道路境界と多伎町口田儀1853番地 1 及び多伎町口田儀1859番地12の接点に至り、多伎町口田儀1853番地 1 と多伎町口田儀1859番地12、多伎町口田儀1853番地 1 と多伎町口田儀1859番地 6、多伎町口田儀1853番地12と多伎町口田儀1859番地 6、多伎町口田儀1853番地12と多伎町口田儀1853番地 7、多伎町口田儀1853番地 8 と多伎町口田儀1853番地 7、多伎町口田儀1853番地 8 と多伎町口田儀1853番地17、多伎町口田儀1853番地16と多伎町口田儀1853番地17、多伎町口田儀1801番地 1 と多伎町口田儀1853番地 16、多伎町口田儀1801番地 1 と多伎町口田儀1853番地15、多伎町口田儀1801番地 1 と多伎町口田儀1853番地14、多伎町口田儀1851番地 3 と多伎町口田儀1801番地 1、多伎町口田儀1851番地 3 と多伎町口田儀1801番地 3、多伎町口田儀1846番地と多伎町口田儀1801番地 3、多伎町口田儀1846番地と多伎町口田儀1803番地 1、多伎町口田儀1803番地 2 と多伎町口田儀1846番地、多伎町口田儀1803番地 3 と多伎町口田儀1846番地、多伎町口田儀1803番地 3 と多伎町口田儀1844番地 1、多伎町口田儀1842番地と多伎町口田儀1803番地 3 の地番界に沿って、多伎町口田儀1842番地と多伎町口田儀1803番地 3 及び里道の境界との接点を経て、里道の境界と多伎町口田儀1839番地 2 及び多伎町口田儀1803番地 4 の接点を至り、多伎町口田儀1839番地 2 と多伎町口田儀1803番地 4、多伎町口田儀1838番地 1 と多伎町口田儀1803番地 4、多伎町口田儀1837番地 1 と多伎町口田儀1803番地 4、多伎町口田儀1836番地と多伎町口田儀1803番地 4、多伎町口田儀1835番地と多伎町口田儀1803番地 4、多伎町口田儀1835番地と多伎町口田儀1804番地、多伎町口田儀1835番地と多伎町口田儀1805番地 4、多伎町口田儀1835番地と多伎町口田儀1808番地 4、多伎町口田儀1833番地 5 と多伎町口田儀1807番地、多伎町口田儀1830番地 1 と多伎町口田儀1807番地、多伎町口田儀1828番地 3 と多伎町口田儀1807番地、多伎町口田儀1828番地 3 と多伎町口田儀1813番地 1 の地番界に沿って、多伎町口田儀1828番地 3 と多伎町口田儀1814番地 1 及び多伎町口田儀1813番地 1 の接点を経て、多伎町口田儀1814番地10と多伎町口田儀1814番地 8 一般県道田儀山中大田線の道路境界との接点に至り、田儀川の左岸と市道風穴線の道路境界及び多伎町口田儀1311番地 3 の接点を経て、市道風穴線の道路境界に沿って、市道風穴線の道路境界と大年谷川の右岸及び多伎町口田儀1175番地の接点を経て、市道川向線の道路境界と里道の境界及び多伎町口田儀1156番地 5 の接点に至り、里道の境界に沿って、里道の境界と多伎町口田儀2162番地 4 及び多伎町口田儀1156番地 5 の接点を経て、多伎町口田儀2162番地 3 と多伎町口田儀2162番地 4 及び多伎町口田儀2164番地の接点に至り、多伎町口田儀2162番地 3 と多伎町口田儀1183番地及び里道の境界を経て、里道の境界に沿って、里道の境界と多伎町口田儀1183番地及び出雲市と大田市の行政界との接点を経て、海岸線に沿って、海岸線と多伎町口久村と湖陵町大池の町界との交点で囲む範囲（地先公有水面を含む）

(4) 出雲市大社町遙堪、大社町菱根及び大社町入南の全域

3 都市計画区域から除外される土地の区域

簸川郡斐川町大字学頭のうち次の区域

大字学頭字畑谷2039 - 4、大字学頭字畑谷2039 - 5、大字学頭字畑谷2040 - 5、大字学頭字畑谷2040 - 7、大字学頭字畑谷2042 - 5、大字学頭字畑谷2043 - 11、大字学頭字畑谷2043 - 12、大字学頭字畑谷2043 - 13、大字学頭字畑谷2047 - 3、大字学頭字畑谷2048、大字学頭字畑谷2130 - 2、大字学頭字畑谷2130 - 5、大字学頭字畑谷4385 - 3、大字学頭字畑谷4387 - 3、大字学頭字畑谷4388 - 3 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに大字

学頭字畑谷2130 - 3 及び大字学頭字畑谷2130 - 4 の地先の水路である国有地の一部

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

簸川郡斐川町大字上直江1024番

簸川郡斐川町大字上直江766番4、1022番、1023番、1025番の一部

面積 11,874.07平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

簸川郡斐川町大字荘原町2172番地

斐川町土地開発公社

理事長 勝部 勝明

雑 報

次のとおり島根県収用委員会事務局（島根県土木部用地対策課内）において書類を保管しているので、公告する。

平成20年4月1日

島根県収用委員会会長 大 賀 良 一

1 保管している書類

平成20年3月19日付け第2回審理開催の通知

2 書類を受け取るべき者の氏名及び住所

氏名 小山（又は小方）久子

住所 不明

ただし、戸籍の最後の住所 大阪府中河内郡北江村大字新庄八百八番地

土地登記簿記載の住所 大阪府東大阪市新庄808番地

3 書類の受領

出頭のうえ、書類の交付を受けること。

正 誤

平成19年1月23日付け島根県報第1,847号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
7	島根県告示第54号の 表中	更生医療	育成医療 更生医療

昭和59年3月30日付け島根県報号外第22号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

三十四	ページ
島根県告示 第四百三十 三号の表中	箇所

一七〇〇番	八九五番一	一七七九番一	九二二番統一	一七七七番	一七九五番
七号及び八号	六号	五号	四号	二号及び三号	一号

誤

一七八〇番一	八九七番一	八九六番一	九二二番統一	一七七七番	一七七八番	一七八〇番一
七号及び八号	六号	五号	四号	三号	二号	一号

正

平成16年 2 月 6 日付け島根県報第1,544号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
16	上から 3	ただし、昭和46年島根県告示第107号で指定した区域を除く。	ただし、昭和27年島根県告示第221号及び昭和46年島根県告示第107号で指定した区域を除く。

